

令和6年3月26日

職員の懲戒処分について

本学職員による不適切な職務行為につき、国立大学法人香川大学職員就業規則に基づき、懲戒処分を行いましたので公表します。

なお、関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあると判断されるため、内容の詳細についての公表は控えさせていただきます。

1. 被処分職員の役職

学内共同教育研究施設に所属する非常勤教員（男性・60代）

2. 処分年月日

令和6年3月26日

3. 処分の内容

戒告

4. 処分事案の概要

被処分者は、令和5年6月初旬以降、事務職員らに対し威圧的な発言を行い、精神的な負担を与えた事実が確認された。

また、同年8月初旬以降、被処分者の在宅勤務を巡って、上司から複数回にわたって、対面で会議等に参加するように指示を受けたにもかかわらず、被処分者は職務命令に従わず、特に、同年9月、上司と面談した際、上司の人格を著しく否定する不適切な言動を行った事実が確認された。

同年11月、被処分者の学外者の対応を巡って当該学外者から苦情があり、上司が被処分者の事情聴取等を行った際、被処分者が上司を批難する主張を繰り返した事実が確認された。

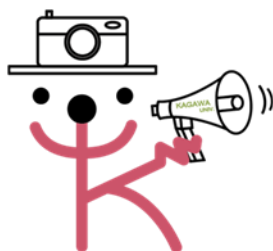
これら一連の事実行為は短期間に生じたものであり、被処分者が自らの言動を正当化し、職場の教職員に及ぼす影響を顧みることなく反省の態度を示すことが無かったことは、極めて不適切であると判断した。

【処分の公表に際して】

本学非常勤教員が、上司、事務職員らに対して不適切な職務行為をしたことは誠に遺憾であり、厳正な処分をいたしました。

本学といたしましては、今回の事態を厳粛に受け止め、今後このようなことが起こらないよう全教職員に対して、コンプライアンス研修の実施を徹底するなど一層の意識啓発を図り、再発防止に努める所存です。

国立大学法人香川大学長 うえ だ なつ お 生



➤ お問い合わせ先

香川大学広報室 若井、宮内

TEL : 087-832-1027

E-mail : kouhou-h@kagawa-u.ac.jp